

お知らせ 行政区・子ども会等の皆さん 集団資源回収団体の登録が始まります

行政区や子ども会、老人クラブなどの団体で、ご家庭などから排出される缶、びん、紙などの資源回収を行い、町からの奨励金の交付を受けている団体やこれから始めようとする団体は、町への登録手続きが必要です。なお、昨年度登録していた団体へは直接通知しております。

問合せ 町民生活課 環境衛生係（1階②番窓口）
☎ 0224-53-2114

お知らせ 充電式乾電池等・水銀含有製品の回収を行っています

◆回収品 【充電式乾電池等】
充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）、コイン電池、ボタン電池、電子タバコ、電化製品類バッテリー【水銀含有製品】
体温計や血圧計等の水銀を含むもの

◆時間 8時30分～17時15分
◆場所 大河原町役場 町民生活課（1階②番窓口）
※集積所、リサイクルステーションには出せませんので、必ず窓口へ直接持参ください。
※電池の発火や水銀の飛散などがないよう十分注意してお持ちください。

場所・問合せ 町民生活課 環境衛生係（1階②番窓口）
☎ 0224-53-2114

お知らせ 町内の交通事故発生状況について

本年5月14日時点で町内の人身事故は16件（前年同時期4件）発生しており、前年の4倍と大変厳しい交通事故情勢となっています。町民の皆さまにおかれましては特に以下のことにご注意いただき悲惨な交通事故を1件でも減らせるようご協力をお願いします。

- ◆交通量の多い道路沿線にお住まいのかたは、道路横断事故に注意
- ◆飲酒運転を絶対にしない、させない
- ◆国道4号や県道のような主要道路を車両等で通行する際は注意

問合せ 総務課 行政係（2階③番窓口）
☎ 0224-53-2111

令和8年 大河原町内 交通事故発生状況 5月14日現在累計 （ ）内 前年同期比

人身事故	死者数	傷者数	物件事故
16(+12)	1(+1)	20(+16)	239(-2)

お知らせ 飲食店等のびんは「リサイクルステーション」「ごみ集積所」には出せません

家庭ごみ用の「リサイクルステーション」に飲食店等のびんが多量に排出され大変困っています。

飲食店等、事業活動で出されるびん等のごみは事業ごみになり、法律により家庭ごみ用の「リサイクルステーション」及び「ごみ集積所」への排出は禁止されています。

事業活動で出たごみは一般廃棄物処理許可業者に処理を依頼するか、ご自身で直接ごみ処理施設へ搬入し処分してください。

家庭ごみ用の「リサイクルステーション」及び「ごみ集積所」には絶対出さないようお願いします。

問合せ 町民生活課 環境衛生係（1階②番窓口）
☎ 0224-53-2114

お知らせ 次世代型住宅（スマートハウス）補助金を交付しています

町では、住宅に下記の機器を設置した際に、補助金を交付しています。

- ◆対象者
- ・町内に住所を有しているかた（法人は対象外となります）
 - ・町内において、自ら所有し居住する住宅に補助対象機器を設置したかた
 - ・町税を滞納していないかた
 - ・令和8年1月1日～12月31日までに補助対象機器を設置したかた

※住宅用太陽光発電設備、定置用蓄電池、V2H充放電設備は「電力受給開始日」が令和8年1月1日～12月31日まで

◆申請受付期間
令和8年4月1日～令和9年1月29日まで
8時30分～17時15分まで（土曜、日曜、祝日を除く）
※郵送による申請受付は行っていません
※受付期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します
※補助対象機器等詳細は上記二次元コードからご確認ください。

問合せ 町民生活課 環境衛生係（1階②番窓口）
☎ 0224-53-2114

善意にありがとう

泉 幸雄 様 から 町 へ 芝桜苗1,500株

仙台トヨペット株式会社 から 桜保育所 へ
幼児用交通安全教材絵本120冊



お知らせ 国民年金情報

国民年金保険料の令和7年度分の免除・猶予期間は6月で終了です。

令和8年度分の免除・猶予を希望されるかたは、7月以降の申請をお忘れなく！

免除・猶予の期間は、7月から翌年6月までが1年度で、原則として毎年度申請が必要です。ただし、全額免除を承認されたかたなど、翌年度以降の申請が不要場合がありますので、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

免除・猶予の手続きを希望されるかたは、健康推進課 国民年金係または大河原年金事務所の窓口、マイナポータルからの電子申請のいずれかでお手続きください。



問合せ 健康推進課 国民年金係（1階③番窓口）
☎ 0224-51-8623
大河原年金事務所
☎ 0224-51-3111（音声案内②→②）

お知らせ 戦没者等のご遺族のみなさまへ 第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求受付を行っています

戦没者等の死亡当時のご遺族で、①・②のいずれかの要件に該当する場合、特別弔慰金が支給されます。

- ①第11回特別弔慰金の受給権を有しているご遺族
- ②令和7年4月1日（基準日）時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けるかたがいなくなったご遺族

◆請求期間
令和10年3月31日（金）まで
（請求期間を過ぎると第12回特別弔慰金を受け取ることが出来なくなりますので、まだ請求手続きがお済でないかたはお早めにご請求ください。）

請求・問合せ 福祉課 社会福祉係（1階⑤窓口）
☎ 0224-53-2115

ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。～

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。

○この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○補償金額：180万円または130万円 ※一部同居等の要件あり

厚生労働省 補償金相談窓口 **電話番号 03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00（月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。）

請求期限は、令和11年（2029年）11月21日まで

ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索

お知らせ マイナンバーカードで 便利なサービスが利用できます

- ①【証明書のコンビニ交付】
◆時間 6時30分から23時まで
◆内容 住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍附票、印鑑証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書
- ②【証明書のオンライン申請】
◆時間 終日
◆内容 住民票、戸籍謄抄本、戸籍附票、印鑑証明書、除籍・改製原戸籍謄抄本、身分証明書、独身証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書
- ③【転出届のオンライン申請（マイナポータル）】
◆時間 終日
※下記二次元コードから詳細をご確認ください。



問合せ 町民生活課 町民係（1階①番窓口）
☎ 0224-53-2114

お知らせ 総合防災訓練を行います

小山田区、橋本区、福田区を訓練重点地域として、地震発生を想定した総合防災訓練を実施します。重点地域以外の各家庭でも災害への備えを再度ご確認ください。

※当日は8時45分から9時までの間にサイレンの吹鳴、エリアメールの配信を行います。災害の発生と間違わないようご注意ください。

- ◆日時 6月7日（日）
- ◆会場 橋本交流センター
- ◆訓練内容 ・物資輸送訓練・初期消火訓練
・警備・交通規制訓練

問合せ 総務課 消防防災係（2階③番窓口）
☎ 0224-53-2111

お知らせ 成人歯科健診を実施しています

- ◆内容 町では「成人歯科健診」（6月～11月）を実施しています。この機会に健診を受け、かかりつけ歯科医を見つけ受診してください。
- ◆対象者 今年度に20、30、40、50、60、70歳になる町民のかた
- ◆費用 500円

問合せ 健康推進課 健康推進係（1階④番窓口）
☎ 0224-51-8623